

第 1 1 回福井県障がい者スポーツ大会 選手輸送経費補助要領

(目的)

- 1 この要領は、第 1 1 回福井県障がい者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手の輸送に要する経費の補助について定める。

(補助対象者)

- 2 補助対象者は、大会に参加する選手を、住居、学校、障がい福祉サービス事業所または勤務地等（以下「住居等」という。）から大会会場まで輸送する特別支援学校、障がい福祉サービス事業所、市町および障がい者関係団体とする。

(補助対象経費)

- 3 補助対象経費は、次の(1)から(3)の全てを満たす経費とする。
 - (1)大会の当日に、大会に参加する選手を、住居等から大会会場まで輸送する経費
 - (2)自動車 1 台につき、選手 5 名以上を一度に輸送する経費
 - (3)車両の使用料および高速道路の通行料金。この場合の使用料とは、借上車両にあっては借上実費とし、個人、障がい福祉サービス事業所および障がい者関係団体が所有する車両にあっては、補助対象者の住居等と大会会場との往復直線距離 1 キロメートルにつき 5 0 円を乗じた額とする。

(補助額)

- 4 一の補助対象者当たり、上記 3 の額に 0. 4 を乗じた額と 5 0, 0 0 0 円とのいずれか低い額とする。この場合において、百円未満の端数はこれを切り捨てる。

(交付申請)

- 5 補助金の交付を申請しようとする者は、令和 3 年 4 月 1 5 日（木）までに交付申請書（別紙様式 1）をしあわせ福井スポーツ協会に提出しなければならない。

(実績報告および検査)

- 6 5 の交付申請をした者は、原則、大会終了後から 3 0 日以内に借上費請求書や高速道路通行料金の領収書（いずれも写しで可）等、補助額の積算根拠を確認できる資料等を添付のうえ、実績報告書（別紙様式 2）をしあわせ福井スポーツ協会にすみやかに提出し、その検査を受けなければならない。

(補助金の請求)

- 7 6 の検査に合格した者は、補助金請求書（別紙様式 3）をしあわせ福井スポーツ協会に提出し、補助金の支払いを受けるものとする。しあわせ福井スポーツ協会は申請者からの適法な請求書を受理したときは、その日から 3 0 日以内に補助金を支払うものとする。